

資料4-1

基本計画策定検討部会の設置について（案）

1. 部会設置の目的

消費者施策に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）の策定にあたって、計画に盛り込むべき大阪府の消費者施策の基本的な方針や計画に定めるべき内容等について助言等を行うため、大阪府消費者保護審議会規則 第17条の規定により基本計画策定検討部会を設置する。

2. 期間

令和6（2024）年2月～令和6（2024）年8月（計3回程度）

3. 審議予定事項

- ① 消費生活をめぐる現状と課題
 - ・消費者を取り巻く環境の変化
 - ・府の消費者相談等の状況
 - ・大阪府消費者基本計画（第2期）における取組と今後の課題について
- ② 消費者施策の基本的な考え方・理念について
- ③ 施策の方向性（基本目標Ⅰ～Ⅳ）と施策の展開について
- ④ 計画内に定める消費者教育推進計画について
- ⑤ 計画の推進方策と進行管理

4. 部会構成

本審議会委員等で会長が指名する者 10名以内

※参考

大阪府消費者保護審議会規則 第十七条

第十七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 第四条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 第四条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。